

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

## ◇ 相続税申告書の改訂

**Q** : 相続税の申告書の様式が改訂されたようですが、どのようになったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

相続税申告書第11表(相続税がかかる財産の明細書)は、これまで不動産や預貯金、有価証券などの全ての財産で同じ様式を使用していましたが、令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、各財産の種類別に所在場所や数量等の記載方法を明確化し、申告書作成に当たっての利便性の向上を図ることを目的として、相続税申告書第11表(相続税がかかる財産の明細書)の様式を分割するなどの改訂が行われました。

具体的には、第11表を第11表の附表1(土地・家屋等用)、第11表の附表2(有価証券用)、第11表の附表3(現金・預貯金等用)、第11表の附表4(その他の財産用)の4種類の様式に分割され、第11表(合計表)が追加されました。

国税庁は、これを受けて、e-Taxのホームページで新様式の取扱いに関するFAQを公表しました。

これによりますと、令和6年分の相続税の申告は、原則、新様式(令和6年1月以降用)の第11表を用いて申告することとなりますのですが、暫定的な対応として、旧様式の第11表をe-Taxで送信することも認められるとのことです。また、旧様式の第11表で作成されたデータを書面出力して提出することも可能としています。

